

新元気ひたち 障害者プラン

改定版

第5次 日立市障害者計画
第7期 日立市障害福祉計画
第3期 日立市障害児福祉計画

ダイジェスト版

～共に生きる社会の実現～



令和6年3月

日立市

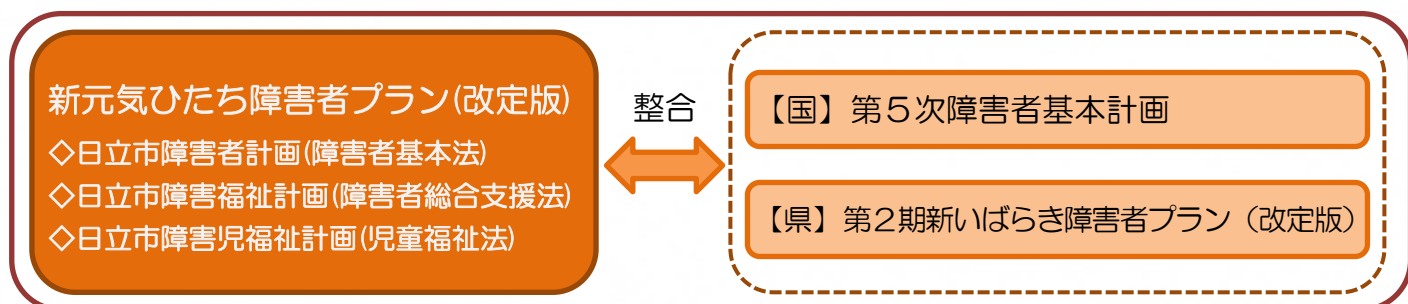
1 計画策定の趣旨

(1) 目的

- ア 市の障害者施策の基本的方向性や重点施策を定め、障害のある方、関係機関、地域コミュニティ、行政等が一体となって、障害者福祉の向上を目指します。
- イ 障害福祉サービス等の見込量とその提供に必要な体制の確保策を明らかにします。

(2) 計画の性格・位置付け

- ア 令和3年3月に3つの個別計画を一体化し、総合的な計画として策定した新元気ひたち障害者プランを改定します。
- イ 国の「第5次障害者基本計画」、茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」と整合を図ります。



(3) 計画の期間

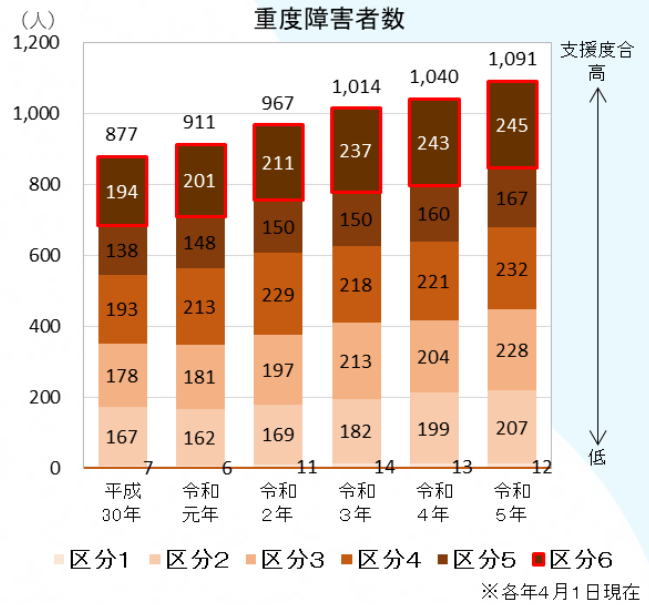
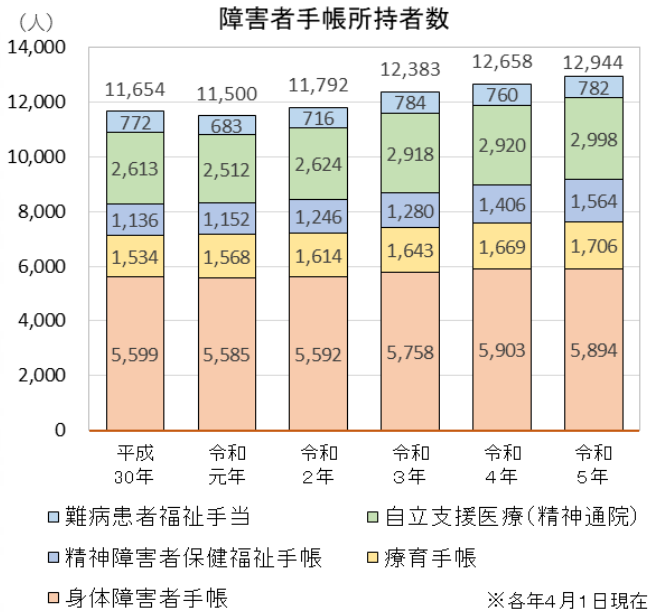
令和3年(2021年)度から令和8年(2026年)度まで(6年間)

計画	年度	平成29	30	令和元	2	3	4	5	新元気ひたち障害者 プラン改定版		
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	6 2024	7 2025	8 2026
日立市障害者計画		第4次【平成26年度~】			第5次(中間年に見直し)						
日立市障害福祉計画		第4期 【平成 27年度~】	第5期		第6期			第7期			
日立市障害児福祉計画		—	第1期		第2期			第3期			

2 現状と課題

(1) 障害者数

障害者手帳所持者等の合計数及び重度障害者数はともに増加傾向にあります。



ア 身体障害者手帳

(令和5年4月1日現在)

1級・2級の重度の方が全体の半数以上を占めています。

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	154	124	25	26	37	19	385
聴覚障害・平衡感覚障害	8	130	56	90	0	175	459
音声・言語障害・そしゃく機能障害	0	6	38	21			65
肢体不自由	623	590	398	690	234	110	2,645
内部障害	1,385	16	280	659			2,340
計	2,170	866	797	1,486	271	304	5,894

イ 療育手帳

(令和5年4月1日現在)

知的障害児は全体的には軽度の判定が多くなっていますが、年齢を重ねると重度の判定が増加する傾向があります。

(単位：人)

	①	A	B	C	計
18歳未満	33	41	66	150	290
18歳以上	317	352	393	354	1,416
計	350	393	459	504	1,706

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(令和5年4月1日現在)

2級・3級の方が9割を占めています。

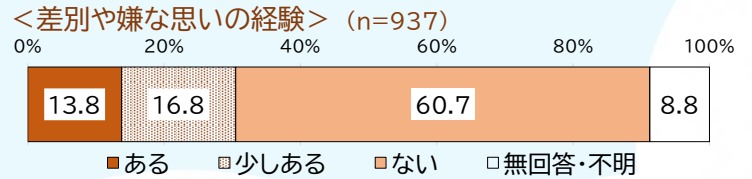
(単位：人)

	1級	2級	3級	計
	144	844	576	1,564

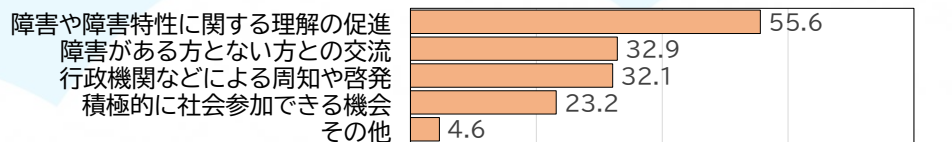
(2) アンケート調査結果

ア 障害者に対する理解が求められています。

アンケート調査では、30.6%が「差別や嫌な思いの経験がある・少しある」、また、55.6%が「障害や障害特性に関する理解の促進が必要」と回答しています。



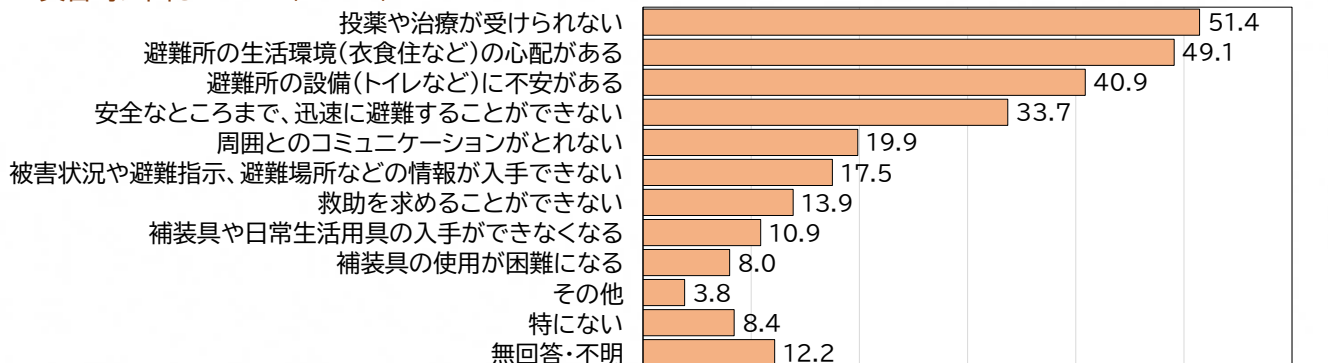
<共生社会を実現するために必要なこと> (n=937)



イ 災害時の避難への支援が求められています。

災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」が51.4%と最も高く、次いで「避難所の生活環境（衣食住など）の心配がある」が49.1%、「避難所の設備（トイレなど）に不安がある」が40.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が33.7%、「周囲とのコミュニケーションがとれない」が19.9%となっています。

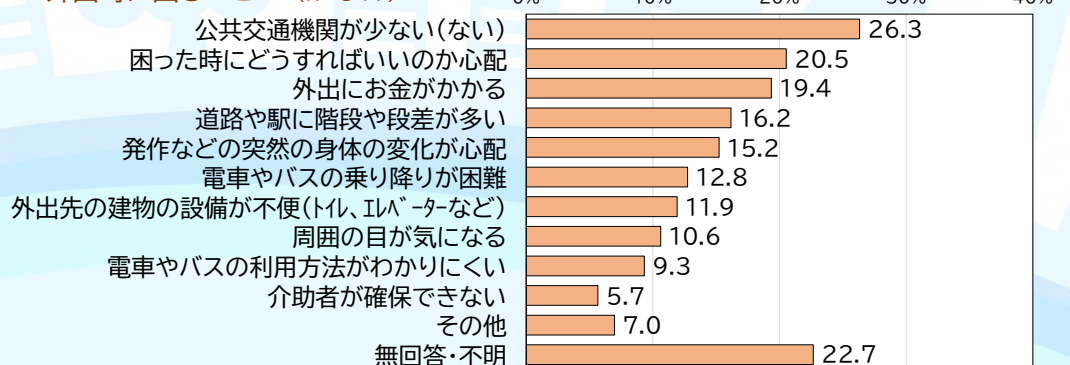
<災害時に困ること> (n=937)



ウ 障害者が外出する際の支援が求められています。

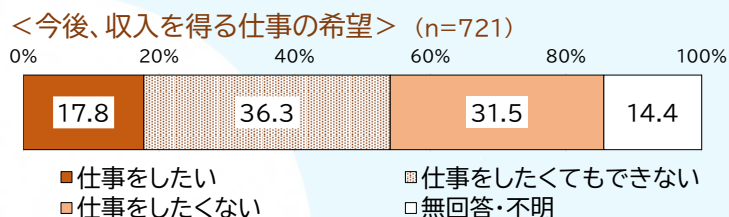
外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が26.3%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのかわからないのか心配」の割合が20.5%、「外出にお金がかかる」の割合が19.4%となっています。

<外出時に困ること> (n=847)

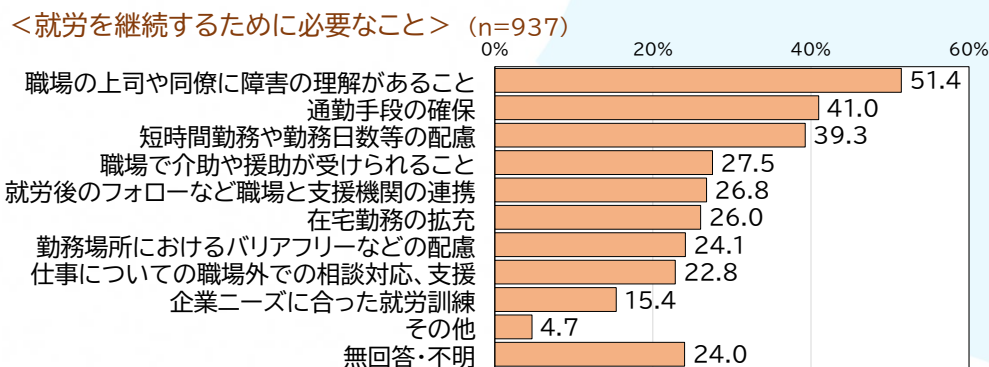


エ 就労支援体制の充実が求められています。

「仕事をしたい」が17.8%、「仕事をしたくてもできない」が36.3%となっており、全体の54.1%が収入を得る仕事を希望しています。

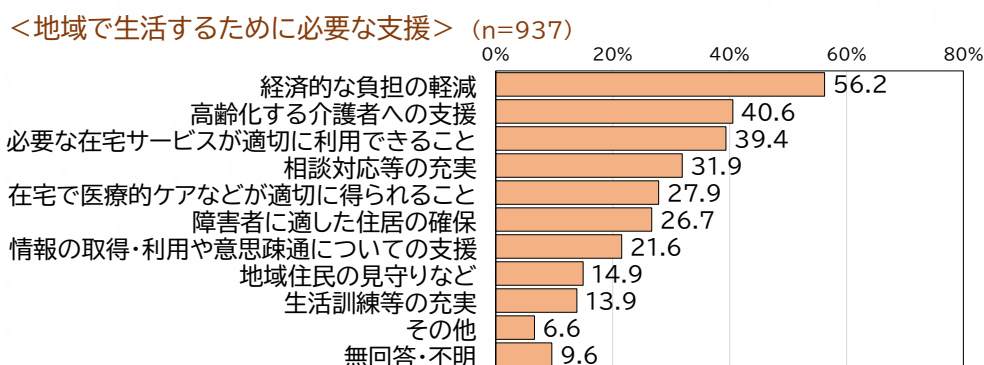


また、就労を継続するために必要なこととして「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が51.4%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が41.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が39.3%、「職場で介助や援助が受けられること」が27.5%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が26.8%となっています。



オ 地域で生活するための支援が求められています。

地域で生活するために必要な支援として、「経済的な負担の軽減」の割合が56.2%と最も高く、次いで「高齢化する介護者への支援」の割合が40.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が39.4%、「相談対応等の充実」の割合が31.9%となっています。



(3) 課題

【課題1】地域で安心して生活できる環境の整備

- 福祉人材の確保・育成・定着
- 親亡き後でも地域で安心して生活し続けられる環境の整備

【課題2】障害のある方及び障害に対する理解の促進

- 障害に関する正しい理解の啓発

【課題3】災害時のスムーズな避難及び支援体制

- 障害者の安全な避難行動の充実
- 避難生活に関する支援体制の充実

【課題4】社会参加促進による生活の質の向上

- 活動の場と機会の提供など、社会の場で活動しやすい環境の充実

【課題5】就労機会の拡大

- 一般就労に向けた支援の充実
- 障害のある方への職場内理解
- 福祉的就労における一人一人の障害特性や能力に応じた支援及び工賃向上

【課題6】障害の有無にかかわらず、情報を入手・利用できる環境の整備

- 誰でも情報を入手・利用し、意思疎通できる環境の整備
- 必要としている人に、必要な情報が届く取組

【課題7】バリアフリーの推進

- 地域で安全かつ快適に生活できる環境の整備

【課題8】感染症対策の支援体制

- 感染症の発生予防と感染拡大防止のための体制

3 計画の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

「共に生きる社会の実現」

共生社会の実現を基本的な考え方とし、
更なる障害者福祉の充実と取組の推進を
目指します。

(2) 基本方針

基本方針1 心のバリアフリー化の推進

障害に対する市民の理解を促進し、障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支え合い、住み慣れた地域で生活できる社会を目指します。

また、障害者差別解消法などの関係法令の更なる周知・啓発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供等に向けた権利擁護の取組を推進します。

基本方針2 保健・医療の充実

障害のある方が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるように、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本方針3 教育・療育の充実

子どもの成長に応じた適切な時期における健康診査等の実施により、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人一人の状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

また、障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、障害の特性に応じた学習の場や機会の提供に努めます。

基本方針4 就労・社会参加の支援

障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生きがいを持って働き、社会的、経済的自立を図る必要があることから、障害のある方の雇用を促進するとともに、福祉的就労の場で働く方の工賃向上に向けた取組を推進します。

また、障害のある方の日常生活を豊かなものにするため、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには、社会参加をするために必要な移動の支援や情報提供等の充実に努めます。

基本方針5 福祉サービスの充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状況に応じた日常生活や社会生活を営むための支援が重要となることから、障害のある方のニーズを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の一層の充実に努めます。

基本方針6 生活環境の整備

障害のある方が住み慣れた地域で安全かつ快適に日常生活を送るため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるように、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

4 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

共に生きる社会の実現

1 心のバリアフリー化の推進

- 1 障害者理解の啓発 **【重点】**
- 2 権利擁護の取組の推進
- 3 地域力の推進

2 保健・医療の充実

- 1 保健サービスの充実
- 2 早期発見・早期療育の充実
- 3 ひきこもり者への支援・自殺対策
- 4 医療体制の充実

3 教育・療育の充実

- 1 就学前の教育・療育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の推進

4 就労・社会参加の支援

- 1 就労支援体制の充実 **【重点】**
- 2 社会参加の促進 **【重点】**

5 福祉サービスの充実

- 1 障害福祉サービスの充実 **【重点】**
- 2 地域生活支援の充実 **【重点】**
- 3 感染症対策の推進 **【重点】**

6 生活環境の整備

- 1 バリアフリーの推進 **【重点】**
- 2 防災・防犯対策の推進 **【重点】**

5 主な取組

基本方針1 心のバリアフリー化の推進

基本施策	主な取組
基本施策1 障害者理解の啓発【重点】 (1) 障害者理解の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●(拡) 障害者週間における啓発・広報活動 ●(新) 障害者作品展の開催（常設展含む） ●障害当事者との交流機会の創出
基本施策2 権利擁護の取組の推進 (1) 権利の擁護 (2) 差別の禁止 (3) 虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●(拡) 障害者権利擁護・虐待防止研修会 ●成年後見サポートセンター ●障害者虐待防止センター
基本施策3 地域力の推進 (1) 地域福祉の推進 (2) ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん・安全ネットワーク事業 ●ひたちボランティアプラザ

基本方針2 保健・医療の充実

基本施策	主な取組
基本施策1 保健サービスの充実 (1) 母子保健の充実 (2) 青年期からの保健の充実 (3) 精神保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●のびのび相談 ●健康診査 ●日立市障害者基幹相談支援センター
基本施策2 早期発見・早期療育の充実 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実 (3) 精神疾患・精神障害の早期治療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各種メディア、健康カレンダー等を活用した啓発・広報 ●発育、発達の相談窓口 ●自殺予防講演会
基本施策3 ひきこもり者への支援・自殺対策 (1) ひきこもり者等への支援 (2) 自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 孤独・孤立対策の推進 ●自立相談サポートセンター ●いのちを支える日立市自殺対策計画の推進 ●ゲートキーパー養成研修会
基本施策4 医療体制の充実 (1) 医療体制の充実 (2) 歯科診療の充実 (3) 精神障害者への支援 (4) 難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関・歯科医療機関との連携 ●心身障害者通院通所交通費助成事業（タクシー助成） ●日立市難病患者福祉手当

基本方針3 教育・療育の充実

基本施策	主な取組
基本施策1 就学前の教育・療育の充実 (1) 就学前の教育・療育の充実 (2) 地域における療育支援体制の整備 (3) 福祉施設における療育機能の充実 (4) 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回支援専門員整備事業 ●こども発達相談センター ●5歳児健康診査
基本施策2 学校教育の充実 (1) 学校教育の充実 (2) 教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学校と通常の学級の交流 ●特別支援教育に係る研修
基本施策3 生涯学習の推進 (1) 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ひたち生き生き百年塾

基本方針4 就労・社会参加の支援

基本施策	主な取組
基本施策1 就労支援体制の充実【重点】 (1) 就労の支援 (2) 福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就業・生活支援センターまゆみとの連携 ●(新)自主製品販売会の実施(常設販売含む) ●(新)日立市障害者就労支援施設自主製品・作業カタログの作成
基本施策2 社会参加の促進【重点】 (1) 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●日立市ふれあい運動会 ●地域活動支援センター事業 ●意思疎通支援事業

基本方針5 福祉サービスの充実

基本施策	主な取組
基本施策1 障害福祉サービスの充実【重点】 (1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●(新)事業所や医療機関との連携 ●(新)専門職資格取得支援 ●(新)日中サービス支援型グループホームの整備促進
基本施策2 地域生活支援の充実【重点】 (1) 地域生活支援事業の充実 (2) 地域生活支援拠点の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業 ●(拡)日常生活用具給付事業 ●訪問入浴サービス事業 ●日立市障害者共同生活援助施設(体験型グループホーム・緊急一時保護)
基本施策3 感染症対策の推進【重点】 (1) 感染症対策への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●保健所との連携 ●障害福祉サービス事業所への情報提供

基本方針6 生活環境の整備

基本施策	主な取組
基本施策1 バリアフリーの推進【重点】 (1) 建物・公園等のバリアフリー (2) 移動手段のバリアフリー (3) 情報バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の推進 ●手話通訳者の設置 ●(新)電話リレーサービスの周知・活用
基本施策2 防災・防犯対策の推進【重点】 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●(拡)避難行動要支援者名簿への登録勧奨と名簿管理 ●(新)避難行動要支援者の個別避難計画作成 ●(拡)福祉避難所の拡充 ●障害福祉サービス事業所等に対する情報提供

6 障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 障害福祉サービス

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護 日常生活を送る上で、入浴や排せつなどの身体介護及び食事の準備や掃除などの家事援助を必要とする障害者に対し、ヘルパーを派遣する。	人	186	186	186
		時間	36,266	36,266	36,266
	重度訪問介護 重度の肢体不自由や行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障害者にヘルパーを派遣し、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護、外出時の移動支援などを総合的に行う。	人	18	18	18
		時間	5,561	5,561	5,561
	同行援護 視覚障害により、外出時の移動が困難な障害者に対し、ヘルパーを派遣する。	人	25	26	27
		時間	3,647	4,401	5,311
	行動援護 重度の知的障害や精神障害により、単独での行動が困難で、常に介護を必要とする障害者にヘルパーを派遣し、外出時の危険を回避するために必要な援助や移動支援を行う。	人	1	1	1
		時間	228	228	228
	重度障害者等包括支援 居宅介護や短期入所などの複数の障害福祉サービスを組み合わせて、1事業者が常に介護を必要とする重度の障害者に対し、総合的な支援を行う。	人	1	1	1
		時間	252	252	252
日中活動系サービス	生活介護 常に介護を必要とする障害者に対し、主に日中、施設において入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供する。	人	419	425	432
		時間	93,240	93,900	94,560
	自立訓練（機能訓練） 身体障害者に対し、身体機能や生活能力向上のために、一定期間、理学療法や作業療法（身体的リハビリテーションや歩行訓練等）、その他の必要な訓練を行う。	人	12	15	20
		時間	2,304	3,336	4,824
	自立訓練（生活訓練） 知的障害者又は精神障害者に対し、生活能力の維持・向上のために、一定期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための訓練を行う。	人	17	22	28
		時間	1,851	2,360	3,008
	【新規】就労選択支援 ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行う。	人	1	2	3
		時間	12	24	36

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系サービス	就労移行支援 一般企業等での就労を希望する障害者に対し、就労支援施設において、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を一定期間（標準利用期間2年間）行う。	人	22	22	22
		時間	3,666	3,666	3,666
	就労継続支援（A型） 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	167	170	173
		日	37,631	38,113	38,601
	就労継続支援（B型） 一般企業等での就労が困難な方に対し、働く場を提供するとともに、福祉的な作業を通じて、必要な知識の習得及び能力の向上のための訓練を行う。	人	554	603	656
		日	114,912	124,564	135,027
	就労定着支援 一般就労している障害者が、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じた場合に対応するため、就労定着に向けて事業所・家族との連携調整や、それに伴う課題解決に向けて必要な支援を行う。	人	4	5	6
	療養介護 医療機関において、医療と常時介護を必要とする障害者に対し、主として昼間において機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の支援を行う。	人	19	19	19
		時間	7,054	7,124	7,194
	短期入所（ショートステイ）福祉型 障害者区分が区分1以上である障害者の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間（月に7日程度）、障害者を施設において、24時間体制で介護を行う。	人	32	32	32
	時間	4,903	4,903	4,903	
短期入所（ショートステイ）医療型 療養介護者及び重症心身障害者等の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害者を施設において、24時間体制で介護を行う。	人	1	1	1	
	時間	27	27	27	
居住系サービス	自立生活援助 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用した後、一人暮らしを希望する障害者に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた円滑な相談・援助等を行う。	人	1	1	1
	共同生活援助（グループホーム） 自宅に代わる住居として、主に夜間において、家事等の日常生活上の援助などを行うことにより、障害者が地域で共同生活を営むことができるように、必要な支援を行う。	人	374	412	454
	施設入所支援 家族の事情により、自宅での介護等が困難な障害者を、入所施設において日中の生活介護のほか、主に夜間の入浴や排せつ、食事の介助等を行う。	人	203	200	197

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	計画相談支援 障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画の作成やサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整などを行う。	人	1,535	1,670	1,817
	地域移行支援 障害者支援施設や精神科医療機関等を退所・退院する障害者に対し、住居の確保その他、地域生活に移行するために必要な相談や関係機関との調整などを行う。	人	1	2	2
	地域定着支援 施設・病院から退所・退院し、地域における生活の不安を解消し、円滑な日常生活が継続して送れるよう、居宅において単身で生活している障害者等に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等の相談・訪問等を行う。	人	1	2	2
障害児通所支援及び障害児相談支援	児童発達支援 発達に遅れのある未就学児に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	人	162	175	189
		日	9,461	10,202	11,001
	放課後等デイサービス 就学児に対し、放課後や長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行う。	人	302	331	363
		日	38,671	41,141	43,769
	保育所等訪問支援 保育園、幼稚園、小学校等に在籍している障害のある児童が集団生活に適應することができるように、訪問支援員が保育所等を訪問し、児童や担当保育士等に対して、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行う。	人	3	4	5
		日	384	512	640
	居宅訪問型児童発達支援 重度の障害により、児童発達支援等の通所支援を受けることができない障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。	人	1	2	3
		日	96	192	288
	短期入所（ショートステイ）福祉型 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護を行う。	人	8	13	21
		日	92	145	229
	短期入所（ショートステイ）医療型 療養介護を要する障害児及び重症心身障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護を行う。	人	1	1	1
		日	23	23	23
障害児相談支援 障害福祉サービスを利用する全ての児童に対し、サービス等利用計画の作成及び見直し、モニタリングなど事業者等との連絡調整を行う。	人	681	822	992	

【サービス基盤の現状】

- 障害福祉サービスの利用者は、令和3年度と比べると、約1割増加しています。そのうち、相談支援の利用者は約2割増加しています。
- 市内の事業所は、令和3年度と比べて増加しており、生活介護などの不足していたサービスが解消しています。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、令和3年度から引き続きサービス量が不足しています。
- 今回の調査で、新たに共同生活援助（日中サービス支援型）が不足していることが分かりました。
- 障害児のサービスの利用者は、令和3年度と比べると、約3割増加しています。そのうち、相談支援は約5割増加しています。

【今後の対応】

- 障害のある方は増加しており、それに伴い今後も障害福祉サービスの利用者の増加が見込まれます。また、市内に事業所がないサービスもあることから、茨城県と連携を図りながら不足しているサービスと合わせ、既存のサービス提供事業者の事業拡大や新規事業者の参入を促します。
- 人材確保や資質向上の課題に対応するため、日立市障害者自立支援協議会などと協議・検討します。

(2) 地域生活支援事業

サービス名/内容
<p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>有識者による講演会やふれあい運動会など、気軽に参加できる機会を設け、多くの市民が障害者と触れ合い、障害者に対する理解が深まるよう取り組む。また、行政機関として社会的なバリアを除去するため、「必要かつ合理的な配慮」を推進するとともに、共生社会の実現に向け、「障害者週間」等における各種啓発活動、さらに、市報やホームページへの掲載や分かりやすく親しみやすいパンフレット等を作成するなど、積極的に理解・啓発に向けた広報活動を実施する。</p>
<p>相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者相談支援 障害者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援する。希望により自宅を訪問しての相談にも対応する。○基幹相談支援センター等機能強化事業 地域の相談支援の中核の役割を担う「日立市障害者基幹相談支援センター」において、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談機関との連携強化などの取組を行う。

サービス名/内容		単 位	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 知的障害者又は精神障害者で、身寄りがな いなど成年後見制度の申立てが困難な場合、 市長が申立てることができる。また、申立て 費用、報酬等の費用を助成する。	市長申立て	件	1	1	1
	報酬等の助成	人	5	6	7
意思疎通支援事業 手話通訳者及び要約筆記者の派遣や市役所（障害福祉課） 窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者の意思疎通の円滑化 を図る。		人	212	212	212
日常生活用具給付事業 障害者が、安全かつ容易に使用 でき、実用性のある福祉用具 を給付することで、障害者の日 常生活の便宜を図る。	介護・訓練支援用具	件	6	6	6
	自立生活支援用具	件	29	30	31
	在宅医療等支援用具	件	24	24	24
	情報・意思疎通支援用具	件	214	350	572
	排泄管理支援用具	件	5,213	5,209	5,205
	居宅生活動作補助用具	件	4	4	4
	日常生活用具 計	件	5,490	5,623	5,842
手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、地域での円滑 な交流が図れるよう、初心者向けの手話技術の習得を行う。		人	29	31	34
移動支援事業 心身の状況により屋外での移動が困難な障害者が、社会生 活上不可欠な外出や社会参加等をする際に、移動支援員を派 遣する。		人	89	109	133
		時間	2,005	2,213	2,443
地域活動支援センター事業 障害者に対し、創作活動や生産活動の場を提供 するとともに、地域との交流活動を行う。 機能訓練及び社会適応訓練等の日中活動や、障 害者への情報提供や助言などの相談支援を行う。	日中活動 利用者数	人	4,211	4,902	5,707
	相談支援 利用者数	人	3,731	4,343	5,056
日中一時支援事業 障害者の日中活動などの居場所を確保することにより、一 時的に、介護者の就労支援や介護負担の軽減を図る。		日	15,556	15,556	15,556
訪問入浴サービス事業 身体障害や難病等により、本人及び家族支援等による入浴 が困難な障害者等の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービス を提供する。		人	22	22	22
巡回支援専門員整備事業 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子 どもやその親が集まる施設への巡回支援を実施し、施設等の 支援を担当する職員や障害児等の保護者に対し、障害の早期 発見・早期対応のための助言、その他必要な支援を行う。		訪 問 回 数	42	42	42

サービス名/内容	単位	見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
スポーツ・レクリエーションふれあい教室開催等事業 障害者の健康維持、交流拡大、余暇活動の充実等を図るため実施する。あわせて、障害者への理解のため、障害のある人とない人が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツの普及啓発を推進する。	回	1	1	1	
	人	70	70	70	
障害者運転免許取得費助成事業 障害者に自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進する。	人	4	4	4	
身体障害者用自動車改造費助成事業 自ら自動車を運転する身体障害者が、就労等社会活動への参加を目的に、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する費用の一部を助成する。	人	2	2	2	
点字・声の市報発行事業 視覚での情報入手が困難な障害者に対し、市報に掲載された生活情報や障害福祉情報などを点訳、音訳等のわかりやすい方法により、定期的に提供する。	点字市報	人	10	10	10
	声の市報	人	21	21	21
障害児児童クラブ運営事業 日立特別支援学校等に就学している障害児の放課後や長期休業中の活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援などを図る。	人	13	13	13	

【サービス基盤の現状】

- 地域生活支援事業は、前計画期間中に訪問入浴サービスの利用上限回数を週1回から2回に増加、発電機や盲人用血圧計などの日常生活用具給付事業の給付品目の追加、心身障害者通院通所交通費（タクシー助成）の対象者拡充やチケット制の導入などの拡充を行いました。
- 移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、事業所数が充足しています。

【今後の対応】

- 心のバリアフリー化の推進のため、障害者週間での啓発・広報活動や、障害者権利擁護・虐待防止研修会の開催などを引き続き行います。
- 障害の多様化等に対応するため、日常生活用具給付事業について、対象要件や給付品目の見直しを行います。
- 障害者差別解消法が改正され、合理的配慮が民間事業者にも義務化されることから、関係機関と連携し、研修を実施します。
- 障害のある方一人一人の状況に応じた、市独自のサービスを検討します。

7 本市が運営する施設の今後の在り方

本市が運営する施設（指定障害福祉サービス事業所）は、令和6年3月現在 15 か所あり、内訳としては、市の直営施設1か所、指定管理施設 11 か所、業務委託施設 3か所です。

平成31年4月に「ひまわり学園」、「しいの木学園」、「母子療育ホーム」、「太陽の家」が、複合施設として建設した「鳩が丘さくら福祉センター」に移転し、同時に「母子療育ホーム」を指定管理者による運営へと移行しました。また、令和2年4月には「日立市障害者共同生活援助施設」（グループホーム）を開設しました。

今後は、障害者のニーズに合わせた適正なサービスの提供や地域の障害者に関する相談支援、施設入所者の地域移行への支援、地域との交流の機会の確保など、施設の特性を活かしていけるよう機能の強化を図ります。

市内で唯一の障害者支援施設である「大みかけやき荘」については、昭和57年の開設後、41年が経過し、施設全般の老朽化が著しく、また入所者の高年齢化や障害の重度化の進行も重なり、適切なサービスの提供や利用者の多様なニーズに応えることが困難な状況になりつつあるため、再整備について検討を進めます。

「桐木田・大みか・滑川・十王」の各福祉作業所については、民間施設の増加に伴い利用者数が減少していることから、利用者数の増加に向けた取組を推進するとともに、民間施設の動向や利用者ニーズを踏まえ、市が設置する福祉作業所の役割を検討・整理します。

本市が運営する障害者施設

令和5年4月1日現在

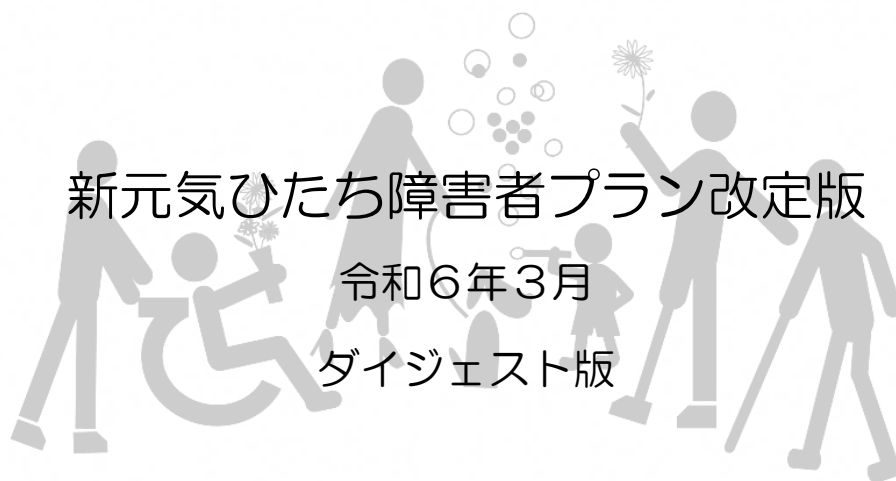
No.	施設名	提供サービス等	運営方法	定員 (人)	利用者数 (人)	
1	大みかけやき荘	施設入所支援 生活介護	指定管理	50	50	
		短期入所(併設型)		3	7	
2	ひまわり学園	鳩が丘さくら 福祉センター		生活介護	30	30
3	しいの木学園			就労継続支援B型	30	18
4	母子療育ホーム			児童発達支援 放課後等デイサービス	40	32
5	太陽の家			生活介護	20	16
6	日立市障害者共同生活援助施設			共同生活援助 短期入所(空床型)	10	53
7	桐木田福祉作業所	就労移行支援		6	0	
		就労継続支援B型		30	14	
8	大みか福祉作業所	就労継続支援B型		25	13	
9	滑川福祉作業所	就労継続支援B型		30	14	
10	十王福祉作業所	就労継続支援B型		20	8	
11	けやきホーム	共同生活援助		業務委託	4	3
12	子どもセンターさくらんぼ	児童発達支援		市直営	28	25
13	かねはた短期入所施設	短期入所(空床型)		指定管理	20	0
14	地域活動支援センターゆうあい	日中活動支援事業	業務委託	15	17	
15	地域活動支援センターライトハウス	日中活動支援事業	業務委託	40	110	

※ 短期入所は令和4年度実利用者数、地域活動支援センターは登録者数。



【表紙：共生社会イメージマーク】

このマークは、様々なかたちがつながりあい、輪になっています。
障害の有無や性別、年齢にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、ともに支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会の実現という意味が込められています。



新元気ひたち障害者プラン改定版

令和6年3月

ダイジェスト版

発行 日立市
編集 日立市 保健福祉部 障害福祉課
〒317-8601
日立市助川町 1-1-1
TEL 0294-22-3111
IP 電話 050-5528-5074
FAX 0294-22-3011
Mail shogai@city.hitachi.lg.jp
